

許可基準の解釈の解説

目 次

1	条例施行規則第7条第1号	1
	(1) 地盤の安定性の確保	1
	イ 擁壁等の設置	2
	ロ 擁壁の構造	3
	ハ 法面の構造	3
	ニ 法面の保護	4
	(2) 適切な排水施設等の確保	5
	イ 排水施設の設置	5
	ロ 排水施設の能力	6
	ハ 排水施設の構造	9
	ニ 調整池の設置	9
	(3) 施設の安全性の確保	9
2	条例施行規則第7条第2号	11
	(1) 施設の損壊等の防止	12
	(2) 公衆の安全の確保	12
3	条例施行規則第7条第3号	13
	(参考様式1) 設置許可基準を満たすために講ずる措置等の概要 (条例施行規則第3条第1号、第2号及び第4号に掲げる区域)	14
	(参考様式2) 設置許可基準を満たすために講ずる措置等の概要 (条例施行規則第3条第3号に掲げる区域)	16

1 条例施行規則第7条第1号

事業区域に第3条第1号、第2号及び第4号に掲げる区域のいずれかが含まれる場合は、申請に係る太陽光発電施設の設置により、設置規制区域内において想定される土砂災害その他の災害の発生を助長するおそれがないことが明らかであると認められること。

<解説>

- ・ 本規定は、太陽光発電事業の事業区域が、条例施行規則第3条に規定する設置規制区域のうち「地すべり防止区域」、「急傾斜地崩壊危険区域」、「砂防指定地」のいずれかに含まれる場合についての許可基準を定めるものである。
- ・ 地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、砂防指定地は、土砂災害のおそれのある区域であることから、敷地の地盤について事前調査（資料調査・現地調査）を行い、適切にその特徴を把握するとともに、その結果をもとに太陽光発電施設の設置の可否について十分な検討を行う必要がある。これにより、施設を設置することとした場合には、当該区域内における土砂流出又は地盤の崩壊を防止する措置等について必要な対策を講ずる必要がある。
- ・ そのため、許可申請者は、当該区域内の地盤の事前調査等を実施し、想定される土砂災害等のリスクとその対応方針を整理するとともに、許可基準を満たすために講ずる措置の内容等を示す概要資料を作成すること。このうち、講ずる措置の内容等については、許可基準の解釈に掲げる項目毎にその内容を整理し、本規定の基準を満たすことを合理的根拠に基づき説明すること。
 - ※ 概要資料の様式は、後述（14～15頁）に参考様式を示しているので必要に応じて活用すること。（参考様式に準じた内容を整理したものであれば任意様式でも可能とする。）
- ・ 事前調査の方法及び造成・排水計画については「地上設置型太陽光発電システムの設計ガイドライン 2019年版」（国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構）や「傾斜地設置型太陽光発電システムの設計・施工ガイドライン 2021年版」（国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構）等を参考とすること。

（1）地盤の安定性の確保

事業区域又はその周辺地域へ影響を及ぼす土砂の流出又は崩壊その他の災害を防止するため、森林法（昭和26年法律第249号）、宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）その他関係法令の規定に準じて定める次の基準を満たしていること。

<解説>

- ・ 太陽光発電施設の設置に当たっては、近年、土砂災害等の発生を懸念する地域の声が高まっており、本項目では、森林法及び宅地造成等規制法等の規定に準じ、次のイからニの基準を設けることとし、安定した地盤の確保に関して一定の基準を満たすことを求めるものとする。

イ 擁壁等の設置

次に該当する場合は、土砂の流出又は崩壊その他の災害を防止する観点から、擁壁の設置その他法面崩壊防止の措置を適切に行うものであること。

(イ) 切土、盛土又は捨土により法面(勾配が30度を超えるもの)が生ずる場合(ただし、その勾配、地質、土質及び高さからみて崩壊のおそれがない場合又は周辺の土地利用の状況等により擁壁の設置の必要がない場合は、この限りでない。)

(ロ) 太陽光発電施設を自然斜面に設置する区域の平均傾斜度が30度以上である場合(なお、自然斜面の平均傾斜度が30度未満である場合でも、必要に応じて、適切な措置を行うこと。)

<解説>

- ・ 「その勾配、地質、土質及び高さからみて崩壊のおそれがない場合」とは、次のいずれかに該当する場合をいう。

① 切土した土地の部分に生ずる高さが2メートル以下、若しくは盛土した土地の部分に生ずる高さが1メートル以下に該当するもの、又は切土と盛土を同時に行った土地の部分に生ずる高さが2メートル以下に該当するもの。

② 切土によって生ずる法面が硬岩盤であるもの、又は土質が次表の上欄に掲げるものに該当し、かつ、土質に応じ勾配が同表の中欄の角度以下のもの。

土質	軟岩 (風化の著しいものを除く)	風化の著しい岩	砂利、真砂土、関東ローム、硬質粘土、その他これらに類するもの
擁壁等を要しない 勾配の上限	60度	40度	35度
擁壁等を要する 勾配の下限	80度	50度	45度

③ 切土によって生ずる法面で、土質が②の表の上欄に掲げるものに該当し、かつ、土質に応じ勾配が同表の中欄の角度を超え、同表の下欄の角度以下のもので、その高さが5メートル以下のもの。この場合において、②に該当する法面の部分により上下に分離された法面があるときは、②に該当する法面の部分は存在せず、その上下の法面は連続しているものとみなす。

④ 土質試験等に基づき地盤の安定計算などを行った結果、法面の安定を保つために擁壁等の設置が必要でないと認められる場合。

- ・ 「周辺の土地利用の状況等により擁壁の設置の必要がない場合」とは、人家、学校、道路等に近接しておらず、斜面地の崩壊等により、人的被害、建物被害、避難経路の遮断、避難施設等への被害のおそれがないと認められる場合をいう。

ロ 擁壁の構造

イにより設置する擁壁の構造は、安定計算等により、その安定性が確認されたもの及び当該擁壁の裏面の排水を良くするための水抜穴及び透水層が設けられているものであること。

<解説>

- ・ 設置する擁壁は、鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造又は間知石練積み造その他の練積み造のものとする。

- ・ 「安定計算等により、その安定性が確認されたもの」とは、次によるものとする。
 - ① 土圧、水圧及び自重（以下「土圧等」という。）によって擁壁が破壊されないこと。
 - ② 土圧等によって擁壁が転倒しないこと。この場合において安全率は1.5以上であること。
 - ③ 土圧等によって擁壁が滑動しないこと。この場合において安全率は1.5以上であること。
 - ④ 土圧等によって擁壁が沈下しないこと。

- ・ 「当該擁壁の裏面の排水を良くするための水抜穴及び透水層が設けられているものである」とは、壁面の面積3平方メートル以内毎に少なくとも一個の内径が7.5センチメートル以上の陶管その他これに類する耐水性の材料を用いた水抜穴を設け、かつ、擁壁の裏面の水抜穴の周辺その他必要な場所には、砂利その他の資材を用いて透水層を設けることを目安とする。

ハ 法面の構造

切土、盛土又は捨土を行う場合には、その工法が法面の安定を確保するものであること。また、切土、盛土又は捨土が行われた後に法面が生ずる場合に当たっては、当該法面の構造が、小段又は排水施設の設置その他の措置が適切に行われているものであること。

<解説>

- ・ 工法等は、次によるものであること。
 - ① 切土は、原則として階段状に行う等法面の安定が確保されるものであること。
 - ② 盛土は、必要に応じて水平層にして順次盛り上げ、十分締め固めが行われるものであること。
 - ③ 土石の落下による下斜面等の荒廃を防止する必要がある場合には、柵工の実施等の措置が講ぜられていること。
 - ④ 大規模な切土又は盛土を行う場合には、融雪、豪雨等により災害が生ずるおそれのないように工事時期、工法等について適切に配慮されていること。

- ・ 切土は、次によるものであること。
 - ① 法面の勾配は、地質、土質、切土高、気象及び近傍にある既往の法面の状態等を勘案して、現地に適合した安全なものであること。
 - ② 土砂の切土高が10メートルを超える場合には、原則として、高さ5メートルないし10メートル毎に小段が設置されるほか、必要に応じて排水施設が設置される等崩壊防止の措置が講ぜられていること。

③ 切土を行った後の地盤に滑りやすい土質の層がある場合には、その地盤に滑りが生じないように杭打ちその他の措置が講ぜられていること。

・ 盛土は、次によるものであること。

① 法面の勾配は、盛土材料、盛土高、地形、気象及び近傍にある既往の法面の状態等を勘案して、現地に適合した安全なものであること。

② 一層の仕上がり厚は、30センチメートル以下とし、その層ごとに締め固めが行われるとともに、必要に応じて雨水その他の地表水又は地下水を排除するための排水施設の設置等の措置が講ぜられていること。

③ 盛土高が5メートルを超える場合には、原則として5メートルごとに小段が設置されるほか、必要に応じて排水施設が設置される等崩壊防止の措置が講ぜられていること。

④ 盛土が滑り、緩み、沈下し、又は崩壊するおそれがある場合には、盛土を行う前の地盤の段切り、地盤の土の入れ替え、埋設工の施工、排水施設の設置等の措置が講ぜられていること。

・ 捨土は、次によるものであること。

① 捨土は、土捨場を設置し、土砂の流出防止措置を講じて行われるものであること。この場合における土捨場の位置は、急傾斜地、湧水の生じている箇所等を避け、人家又は公共施設との位置関係を考慮の上設定されているものであること。

② 法面の勾配の設定、小段の設置、排水施設の設置等は、盛土に準じて行われ、土砂の流出のおそれがないものであること。

二 法面の保護

事業区域内の法面（切土、盛土又は捨土により生じた法面のほか、事業区域内に既に存在する法面も含む）のほか、自然斜面を利用する場合には、洗堀や雨裂による土砂流出を防止するため、法面保護が行われているものであること。

<解説>

・ 洗堀、雨裂による土砂流出は、1回の豪雨でも大規模な事故になることがあるため、切土、盛土又は捨土による法面保護工だけでなく、自然斜面を利用する場合においても法面保護工を行い、安全性を確保すること。

・ 法面保護工は、植物による保護（法面緑化工）と構造物による保護（構造物工）があり、法面の浸食や風化を防止し、法面の安定性を図るとともに、必要に応じて自然環境の保全や修景を行う構造でなければならない。

・ 法面保護工の選定に当たっては、法面の長期的な安全確保を第一に考え、現地の諸条件や周辺環境を把握し、各工種の特徴を十分理解した上で、経済性や施工性、施工後の維持管理を考慮して選定すること。

- ・ 表面水、湧水、溪流等により法面が侵食され又は崩壊するおそれがある場合には、排水施設又は擁壁の設置等の措置が講ぜられているものであること。この場合における擁壁の構造は、前述の1（1）口の基準を満たすものであること。
- ・ 傾斜地に設置した太陽光発電施設の下流域に保全対象がある場合は、待受け擁壁の設置について検討を行うこと。

（2）適切な排水施設等の確保

事業区域内の雨水等が適切に排出されるよう、森林法、宅地造成等規制法その他関係法令の規定に準じて定める次の基準を満たしていること。

<解説>

- ・ 太陽光発電施設の設置に当たっては、近年、土砂災害等の発生を懸念する地域の声が高まっており、本項目では、森林法及び宅地造成等規制法等の規定に準じ、次のイからニの基準を設けることとし、適切な排水施設や調整池の設置等に関して一定の基準を満たすことを求めるものとする。

イ 排水施設の設置

事業区域内の雨水その他の地表水を排除することができるよう、必要な排水施設が設置されているものであること。

<解説>

- ・ 太陽光発電事業の事業区域が「地すべり防止区域」、「急傾斜地崩壊危険区域」、「砂防指定地」のいずれかに該当する区域は、土砂災害が発生するおそれがある土地であることから、造成地盤だけでなく、自然斜面を利用する場合においても適切な排水施設を設置する必要がある。
- ・ 排水施設は、排水量が少なく土砂の流出又は崩壊を発生させるおそれがない場合を除き、排水を河川等又は他の排水施設等まで導くよう計画すること。ただし、河川等又は他の排水施設等に排水を導く場合には、当該河川等又は他の排水施設等の管理者の同意を得ているものであること。
- ・ なお、自然斜面に設置する区域の平均傾斜度が30度以上である場合には、確実に排水施設を設置すること。

ロ 排水施設の能力

事業区域内の排水施設は、事業区域の規模、地形、降水量等から想定される雨水等を有効に排出される勾配及び断面を有するものであること。

<解説>

- ・ 太陽光発電施設の設置における排水施設については、事業区域の規模、地形、降水量等に基づいて算定した雨水等の計画流出量を安全に排出できる能力を確保することが必要である。

(イ) 雨水流出量の算定は、原則として合理式（ラショナル式）を用いるものとする。

$$Q = 1/360 \cdot f \cdot r \cdot A$$

Q：雨水流出量（m³/sec） f：流出係数 r：設計雨量強度（mm/hr）

A：集水区域面積（ha）

① 流出係数

流出係数は、原則として下表によるものとする。なお、地表が太陽光パネル等の不浸透性の材料で覆われる箇所については、流出係数を1.0とする。

区分 地表状態	浸透能小	浸透能中	浸透能大
林地	0.6～0.7	0.5～0.6	0.3～0.5
草地	0.7～0.8	0.6～0.7	0.4～0.6
耕地	—	0.7～0.8	0.5～0.7
裸地	—	0.95	0.8～0.9
太陽光パネル等不浸透性材料で覆われている箇所	1.0		

※ 表の区分欄の浸透能は、地形、地質、土壌等の条件によって決定されるものであるが、同表の区分の適用については、おおむね、山岳地は浸透能小、丘陵地は、浸透能中、平地は浸透能大として差し支えない。

② 設計雨量強度

排水施設の計画に用いる設計雨量強度は原則として、雨水の10年確率で想定される流域面積に応じた到達時間に対する平均雨量強度とする。

設置施設までの到達時間は、原則として流域面積の規模で区分した下表の単位時間を採用する。

流域面積	単位時間
50ヘクタール以下	10分
100ヘクタール以下	20分
500ヘクタール以下	30分

雨量強度は、下表を用いて算出するものとする。

確率年	地域	降雨強度式	降雨継続時間(min)						
			10	20	30	60	120	180	24時
10	県南部	$\frac{1,099}{t^{2/3} + 4.83}$	116.03	90.1	75.87	54.52	37.69	29.94	8.3
			19.3	30	37.9	54.5	75.4	89.8	199.3
	北部内陸	$\frac{1,414}{t^{3/4} + 6.78}$	114	87.08	72.15	49.9	32.86	25.29	5.88
			19	29	36.1	49.9	65.7	75.9	141.1
	東部内陸	$\frac{1,683}{t^{4/5} + 8.64}$	112.58	85.76	70.61	47.95	30.77	23.26	4.88
			18.8	28.6	35.3	48	61.5	69.8	117.1
	三陸	$\frac{1,554}{t^{3/4} + 8.18}$	112.58	88.11	74	52.26	34.97	27.11	6.42
			18.8	29.4	37	52.3	69.9	81.3	154.2

注1) 上段：降雨強度(mm/hr)／下段：雨量(mm)

注2) 出典：宮城県における降雨強度式の決定(改訂版)平成8年宮城県河川技術資料第111号

降雨強度の表の地域区分



(ロ) 排水量の算定は、次により計算するものとする。なお、平均流速は原則としてマンニング式を用いるものとする。

※ 一般に土砂などの堆積による通水断面の縮小を考慮して設計上の計算で得られたものに対して少なくとも20%の余裕を見ておくこと。

※ 特に豪雨の際に大量の土、木片などが、流出するおそれのある場合は、さらに十分な通水断面を考慮しておくこと。

$$Q = V \cdot A$$

Q : 排水量 (m³/sec)

V : 平均流速 (m/sec)

A : 流水断面積 (m²)

$$V = 1 / n \cdot R^{2/3} \cdot I^{1/2}$$

V : 平均流速 (m/sec)

n : 粗度係数 (下表のとおり)

R : 径深 (m)

$$R = A / P$$

A : 流水断面積 (m²)

P : 潤辺 (m)

I : 勾配 (1%⇒0.01)

マンニングの粗度係数 n

水路の形式	水路の状況	nの範囲	nの標準値
カルバート	現場打ちコンクリート		0.015
	コンクリート管		0.013
	コルゲートメタル管(1形)		0.024
	〃 (2形)		0.033
	〃 (ペーピングあり)		0.012
	塩化ビニール管		0.010
	コンクリート2次製品		0.013
ライトニングした水路	鋼、塗装なし、平滑	0.011~0.014	0.012
	モルタル	0.011~0.015	0.013
	木、かんな仕上げ	0.012~0.018	0.015
	コンクリートコテ仕上げ	0.011~0.015	0.015
	コンクリート、底面砂利	0.015~0.020	0.017
	石積み、モルタル目地	0.017~0.030	0.025
	空石積み	0.023~0.035	0.032
	アスファルト、平滑	0.013	0.013
ライトニングなし水路	土、直線、等断面水路	0.016~0.025	0.022
	土、直線水路、雑草あり	0.022~0.033	0.027
	砂利、直線水路	0.022~0.030	0.025
	岩盤直線水路	0.025~0.040	0.035
自然水路	整正断面水路	0.025~0.033	0.030
	非常に不正断面、雑草、立木多い	0.075~0.150	0.100

注) 出典：道路土木要綱(平成21年度版)より

- ・ その他、算定に必要な係数など、排水施設の能力に関する基準については、県の林地開発許可に係る技術基準を参考とすること。

ハ 排水施設の構造

事業区域内の排水施設は、堅固で耐久性を有し、漏水が最小限度となるよう措置されるものであるとともに、維持管理が容易な構造であること。また、土砂の流出を防止するための泥溜めなどが適切に設置されるものであること。

<解説>

- ・ 排水施設の構造は、立地条件等を勘案し、コンクリートや硬質塩化ビニール管など、その目的及び必要性に応じた堅固で耐久力を有する構造であり、漏水が最小限度となるよう措置されるものであること。
- ・ 排水施設のうち暗渠である構造の部分には、維持管理上必要なます又はマンホールの設置等の措置が講ぜられていること。
- ・ 土砂の流出を防ぐため、雨水その他の地表水を排除すべきますの底には、泥溜めを設けるほか、沈砂地を設けるなどの措置を講ずること。
- ・ 泥溜めを設ける際には、深さ15センチメートル以上とし、適切に管理されるものであること。
- ・ 表面流を安全に下流へ流下させるための排水施設の設置等の対策が適切に講ぜられていること。また、表面浸食に対しては、地表を流下する表面流を分散させるために必要な柵工、筋工等の措置が適切に講ぜられていること及び地表を保護するために必要な伏工等による植生の導入や物理的な被覆の措置が適切に講ぜられていること。

ニ 調整池の設置

太陽光発電施設の設置によって、周辺地域の浸水被害が発生するおそれがある場合には、雨水を一時的に貯留し、雨水の流出を抑制する調整池が設置されるものであること。

<解説>

- ・ 調整池の設置に当たっては、県が定める防災調整池設置指導要綱等に基づき検討すること。
なお、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域内における調整池の設置は認めていないので留意すること。

(3) 施設の安全性の確保

事業区域内に設置する太陽光発電施設が、電気事業法に基づく、「発電用太陽電池設備に関する技術基準を定める省令（令和3年経済産業省令第29号）」で定める技術基準（支持物・地盤）に適合した設計であり、施設の構造等の安全性が確保されているものであること。

<解説>

- ・ 太陽光発電施設の設置に当たっては、土砂災害の他にも、強風や地震等によるパネルの飛散や破損等の被害も懸念されていることから、本項目では、事業区域内に設置する太陽光発電施設

設の設計が、電気事業法に基づく「発電用太陽電池設備に関する技術基準を定める省令（令和3年経済産業省令第29号）」で定める技術基準（支持物・地盤）に適合したものであり、施設の構造等の安全性が確保されていることを求めるものとする。

- 電気事業法による技術基準の適合については、同法の手続において「使用前自主検査制度」や「使用前自己確認制度」等があり、設置者は施設の使用開始前に安全性を自ら確認することとされているが、設置規制区域は特に土砂災害が発生するおそれがある区域であり、許可申請者は、施工前の設計段階において、発電用太陽電池設備に関する技術基準（支持物・地盤）に適合する設計であることを十分確認し、その結果を説明すること。

この場合における技術基準への適合性の挙証については、同法における自己責任、自主保安の原則から許可申請者が行うものとする。

- 発電用太陽電池設備に関する技術基準については、省令で定める技術的内容をできるだけ具体的に示した「発電用太陽電池設備の技術基準の解釈」や「発電用太陽電池設備に関する技術基準を定める省令及びその解釈に関する逐条解説」等を参考とすること。

2 条例施行規則第7条第2号

事業区域に第3条第3号に掲げる区域が含まれる場合は、次のいずれかを満たすと認められること。

- イ 設置規制区域内において想定される土砂災害その他の災害による太陽光発電施設の損壊等のおそれがないことが明らかであること。
- ロ 設置規制区域内において想定される土砂災害その他の災害による太陽光発電施設の損壊等が生じた場合においても、人的被害、人家等への建物被害、避難経路の遮断又は避難施設等への被害のおそれがないことが明らかであること。

<解説>

- ・ 本規定は、太陽光発電事業の事業区域が、条例施行規則第3条に規定する設置規制区域のうち「土砂災害特別警戒区域」に含まれる場合についての許可基準を定めるものである。
- ・ 土砂災害特別警戒区域は、土砂災害による建築物の損壊等の被害のほか、事業区域周辺への二次的な被害が懸念されている区域であることから、敷地の地盤について事前調査（資料調査・現地調査）を行い、適切にその特徴を把握するとともに、その結果をもとに太陽光発電施設の設置の可否について十分な検討を行う必要がある。
十分な検討を踏まえ、施設を設置することとした場合には、想定される災害等によって施設の損壊等が生じないように、事業区域内の安全性を高める対策工事や施設の構造等の安全性が確保されていることを確認する必要があるほか、万が一施設の損壊等が生じた場合においても、公衆の安全が確保されていることを確認する必要がある。
- ・ そのため、許可申請者は、土砂災害特別警戒区域内の地盤の事前調査等を実施し、想定される土砂災害等のリスクとその対応方針を整理するとともに、許可基準を満たすために講ずる措置の内容等を示す概要資料を作成すること。このうち、講ずる措置の内容等については、許可基準の解釈に掲げる項目毎にその内容を整理し、本規定のイ又はロのいずれかの基準を満たすことを合理的根拠に基づき説明すること。
※ 概要資料の様式は、後述(16～17頁)に参考様式を示しているので必要に応じて活用すること。(参考様式に準じた内容を整理したものであれば任意様式でも可能とする)。
- ・ なお、事前調査の方法及び造成・排水計画については「地上設置型太陽光発電システムの設計ガイドライン2019年版」(国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構)や「傾斜地設置型太陽光発電システムの設計・施工ガイドライン2021年版」(国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構)等を参考とすること。

(1) 施設の損壊等の防止

イについては、土砂災害特別警戒区域等の情報、地形図、土地条件図等を用いた資料調査及び地盤調査等の事前調査結果を基に、想定される土砂災害等のリスク及びその対応方針が明確に示され、事業区域内の安全性を高める対策工事及び施設の構造等の安全性が確保されているものであること。

<解説>

- ・ 「事業区域内の安全性を高める対策工事」とは、土砂災害特別警戒区域内で想定される土砂災害等のリスクの調査・分析を踏まえた上で、土砂災害対策を講じ、事業区域内の安全性が高まることが認められるものであることをいう。
- ・ 対策工事における切土や盛土等の工法のほか、擁壁や法面、排水施設等に関する技術的内容については、前述の「地すべり防止区域」、「急傾斜地崩壊危険区域」、「砂防指定地」における許可基準(施行規則第7条第1号)を基本とする。
- ・ 「施設の構造等の安全性が確保されている」とは、電気事業法に基づく「発電用太陽電池設備に関する技術基準を定める省令(令和3年経済産業省令第29号)」で定める技術基準(支持物・地盤)に適合した設計により、施設の構造等の安全性が確認されていることをいう。
- ・ 電気事業法による技術基準の適合については、前述の「1(3) 施設の安全性の確保」と同様とし、許可申請者は、施工前の設計段階において、発電用太陽電池設備に関する技術基準(支持物・地盤)に適合する設計であることを十分確認し、その結果を説明すること。
この場合における技術基準への適合性の挙証については、同法における自己責任、自主保安の原則から許可申請者が行うものとする。
- ・ なお、発電用太陽電池設備に関する技術基準については、省令で定める技術的内容をできるだけ具体的に示した「発電用太陽電池設備の技術基準の解釈」や「発電用太陽電池設備に関する技術基準を定める省令及びその解釈に関する逐条解説」等を参考とすること。

(2) 公衆の安全の確保

ロについては、土砂災害特別警戒区域等の情報、地形図、土地条件図等を用いた資料調査及び地盤調査等の事前調査結果を基に、想定される土砂災害等のリスク及びその対応方針が明確に示され、施設の損壊等が生じた場合においても公衆の安全が確保されているものであること。

<解説>

- ・ 「公衆の安全が確保されているもの」とは、土砂災害特別警戒区域内で想定される土砂災害等のリスクの調査・分析を踏まえた上で、その土砂災害等により太陽光発電施設の損壊等が生じた場合であっても、人家、学校、道路等から離れていることや、待受け擁壁工等の十分な安全対策を講じられていることなどにより、人的被害、建物被害、避難経路の遮断、避難施設等への被害のおそれがないと認められるものであることをいう。

3 条例施行規則第7条第3号

太陽光発電施設の設置に当たり関係法令等による許認可等を必要とする場合は、当該許認可等を受けている者であること。

<解説>

- 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）（以下「再エネ特措法」という）に基づく認定と、関係法令及び条例の許認可等は、異なる観点から行われるものであり、再エネ特措法に基づく認定は他法令における許認可等を担保するものではないことから、本規定は、適正な事業の実施を確保する観点から、関係法令及び条例の許認可等を適切に取得しているかについての許可基準を定めるものである。

(1) 設置規制区域内において、次の許可を必要とする場合はその許可を受けている者であること。

イ 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第18条第1項に規定する知事の許可

ロ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第7条第1項に規定する知事の許可

ハ 砂防指定地等管理条例（平成15年宮城県条例第42号）第5条第1項に規定する知事の許可

(2) その他太陽光発電施設の設置に当たり必要な許認可等を受けている者であること。

<解説>

- 許可基準の項目によっては、太陽光発電施設の設置に当たって必要となる関係法令等の許認可等の基準と同等と判断できるものもあることから、この場合においては関係法令等の許可証等の添付などにより、当該項目と適合しているものとみなすことができるものとする。

(参考様式1)

設置許可基準を満たすために講ずる措置等の概要
(条例施行規則第3条第1号、第2号及び第4号に掲げる区域)

設置許可申請者 住所 _____
氏名 _____
(法人にあってはその名称、代表者の氏名
及び主たる事務所の所在地)

条例施行規則第7条第1号に規定する設置許可基準を満たすために講ずる措置等の概要は、下記のとおりです。

記

1 地盤の状況等 ※1

調査結果の概要(想定される土砂災害等のリスク及びその対応方針を含む)	

2 許可基準を満たすために講ずる措置の内容等 ※1

項目		講ずる措置の内容等
(1) 地盤の安定性の確保	イ 擁壁等の設置	
	ロ 擁壁の構造	
	ハ 法面の構造	
	ニ 法面の保護	
(2) 適切な排水施設等の確保	イ 排水施設の設置	
	ロ 排水施設の能力	
	ハ 排水施設の構造	
	ニ 調整池の設置	

(3) 施設の安全性の確保	「発電用太陽電池設備に関する技術基準を定める省令」に定める技術基準(※2)	(イ) 設計荷重 (省令第4条第1号、解釈第2条)	確認状況 (□済/□対象外) ・ 適合状況 (□適合/□不適合)
		(ロ) 支持物の架構 (省令第4条第1号、解釈第3条)	確認状況 (□済/□対象外) ・ 適合状況 (□適合/□不適合)
		(ハ) 部材強度 (省令第4条第2号、解釈第4条)	確認状況 (□済/□対象外) ・ 適合状況 (□適合/□不適合)
		(ニ) 使用材料 (省令第4条第3号、解釈第5条)	確認状況 (□済/□対象外) ・ 適合状況 (□適合/□不適合)
		(ホ) 接合部 (省令第4条第4号、解釈第6条)	確認状況 (□済/□対象外) ・ 適合状況 (□適合/□不適合)
		(ヘ) 基礎及びアンカー (省令第4条第5号、解釈第7条)	確認状況 (□済/□対象外) ・ 適合状況 (□適合/□不適合)
		(ト) 支持物の標準仕様 (省令第4条、解釈第8条)	確認状況 (□済/□対象外) ・ 適合状況 (□適合/□不適合)
		(チ) 高さ9mを超える太陽電池発電設備 (省令第4条第6号、解釈第9条)	確認状況 (□済/□対象外) ・ 適合状況 (□適合/□不適合)
		(リ) 土砂の流出及び崩壊の防止 (省令第5条、解釈第10条)	確認状況 (□済/□対象外) ・ 適合状況 (□適合/□不適合)
		確認者(※3)	
確認日			
その他			
(4) その他の措置			

※1 「1 地盤の状況等」や「2 許可基準を満たすために講ずる措置の内容等」については、具体的かつ詳細に記入すること。また、各欄の記載事項については別葉としても差し支えない。

なお、本様式の作成により、様式第1号(第6条関係)の「設置許可申請書」における、「設置許可基準を満たすために講ずる措置」の内容に代えることができるものとする。

※2 「発電用太陽電池設備に関する技術基準を定める省令(令和3年経済産業省令第29号)」で定める技術基準については、省令で定める技術的内容をできるだけ具体的に示した「発電用太陽電池設備の技術基準の解釈」や「発電用太陽電池設備に関する技術基準を定める省令及びその解釈に関する逐条解説」等を参考とすること。

※3 「確認者」の欄には、確認を実施した者及び主任技術者の氏名を記載すること。

設置許可基準を満たすために講ずる措置等の概要
(条例施行規則第 3 条第 3 号に掲げる区域)

設置許可申請者 住所
氏名
(法人にあってはその名称、代表者の氏名
及び主たる事務所の所在地)

条例施行規則第 7 条第 2 号に規定する設置許可基準を満たすために講ずる措置等の概要は、下記のとおりです。

記

1 地盤の状況等 ※ 1

調査結果の概要(想定される土砂災害等のリスク及びその対応方針を含む)

2 許可基準を満たすために講ずる措置の内容等 ※ 1

イ 設置規制区域内において想定される土砂災害その他の災害による太陽光発電施設の損壊等のおそれがないことが明らかであること。	
項目	講ずる措置の内容等 (施設の損壊等の防止)
(1) 事業区域内の安全性を高める対策工事	

(2) 施設の構造等の安全性

「発電用太陽電池設備に関する技術基準を定める省令」に定める技術基準(※2)	(イ) 設計荷重 (省令第4条第1号、解釈第2条)	確認状況 (□済/□対象外) ・ 適合状況 (□適合/□不適合)
	(ロ) 支持物の架構 (省令第4条第1号、解釈第3条)	確認状況 (□済/□対象外) ・ 適合状況 (□適合/□不適合)
	(ハ) 部材強度 (省令第4条第2号、解釈第4条)	確認状況 (□済/□対象外) ・ 適合状況 (□適合/□不適合)
	(ニ) 使用材料 (省令第4条第3号、解釈第5条)	確認状況 (□済/□対象外) ・ 適合状況 (□適合/□不適合)
	(ホ) 接合部 (省令第4条第4号、解釈第6条)	確認状況 (□済/□対象外) ・ 適合状況 (□適合/□不適合)
	(ヘ) 基礎及びアンカー (省令第4条第5号、解釈第7条)	確認状況 (□済/□対象外) ・ 適合状況 (□適合/□不適合)
	(ト) 支持物の標準仕様 (省令第4条、解釈第8条)	確認状況 (□済/□対象外) ・ 適合状況 (□適合/□不適合)
	(チ) 高さ9mを超える太陽電池発電設備 (省令第4条第6号、解釈第9条)	確認状況 (□済/□対象外) ・ 適合状況 (□適合/□不適合)
	(リ) 土砂の流出及び崩壊の防止 (省令第5条、解釈第10条)	確認状況 (□済/□対象外) ・ 適合状況 (□適合/□不適合)
	確認者(※3)	
	確認日	
その他		

ロ 設置規制区域内において想定される土砂災害その他の災害による太陽光発電施設の損壊等が生じた場合においても、人的被害、人家等への建物被害、避難経路の遮断又は避難施設等への被害のおそれがないことが明らかであること。	講ずる措置の内容等 (公衆の安全の確保)
--	----------------------

- ※1 「1 地盤の状況等」や「2 許可基準を満たすために講ずる措置の内容等」については、具体的かつ詳細に記入すること。また、各欄の記載事項については別葉としても差し支えない。
 なお、本様式の作成により、様式第1号(第6条関係)の「設置許可申請書」における、「設置許可基準を満たすために講ずる措置」の内容に代えることができるものとする。
- ※2 「発電用太陽電池設備に関する技術基準を定める省令(令和3年経済産業省令第29号)」で定める技術基準については、省令で定める技術的内容をできるだけ具体的に示した「発電用太陽電池設備の技術基準の解釈」や「発電用太陽電池設備に関する技術基準を定める省令及びその解釈に関する逐条解説」等を参考とすること。
- ※3 「確認者」の欄には、確認を実施した者及び主任技術者の氏名を記載すること。